諮問日:平成28年12月19日(平成28年度(最情)諮問第23号)

答申日:平成29年2月24日(平成28年度(最情)答申第45号)

件 名:下級裁判所裁判官指名諮問委員会議事要旨の開示判断に関する件(文書の

特定)

答 申 書

## 第1 委員会の結論

「新任判事補を採用する際の内部手続が分かる文書(最新版)」(以下「本件開示申出文書」という。)の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、下級裁判所裁判官指名諮問委員会(第2回)議事要旨(以下「本件対象文書」という。)を対象文書として特定し、これを開示した判断(以下「原判断」という。)は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年11月16日付けで本件対象文書を開示する旨の原判断を行ったところ、本件対象文書以外に本件開示申出文書があるとして取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

#### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書以外にも、本件開示申出文書に該当する司法行政文書が存在する。

# 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

#### 1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件開示申出文書に該当するものとして、本件対象文書 を特定し、それを開示したが、当該判断は相当である。

### 2 理由

本件申出については、本件対象文書以外に本件開示申出文書を作成し、又は 取得していない。

なお、本件対象文書に記載されている司法修習生から判事補に任命する際の 手順及び方法は、下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則のほか、何らかの定め を置く法令上の規定はないし、司法行政文書を作成すべき性質のものともいえ ない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年12月19日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 平成29年1月23日 審議
- ④ 同年2月20日 審議

#### 第6 委員会の判断の理由

1 本件対象文書には、司法修習生から判事補への任命に係る手続等が記載されているから、本件対象文書が本件開示申出文書に該当することは明らかである。

苦情申出人は、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書が存在すると主張するが、その作成を義務付ける法令の規定等はなく、他にそのような文書が存在することをうかがわせる具体的な事情も見当たらない。

また、本件対象文書は、平成15年7月1日に開催された会議に係るもので、本件開示申出時点より10年以上前のものであるが、当委員会庶務に確認させたところ、その後新たな文書は作成されていないとのことであった。

そうすると,本件対象文書以外に本件開示申出文書を作成し,又は取得していないとする最高裁判所事務総長の説明も合理的というべきである。

2 以上のとおりであるから、本件対象文書を対象文書として特定し、これを開 示した原判断については、最高裁判所において、本件対象文書以外の本件開示 申出文書を保有しているとは認められないので,妥当であると判断した。 情報公開・個人情報保護審査委員会

 委員長
 髙橋

 蒸

 委員
 八保

 薬

 費門
 口正